

# 開港のひろば

NEWS YOKOHAMA ARCHIVES OF HISTORY

編集・発行/横浜市総務局横浜開港資料館  
横浜市中区日本大通3番地 〒231 電話(045)201-2100  
発行日/昭和62年10月31日  
印 刷/有三信印刷所  
横浜市広報印刷物登録第620167号 類別・分類B-BE160

## 特別展示

### 「市政施行と横浜の人びと」展紹介

## 「公文雜纂」 横浜市会解散の件

今回の展示では、明治二〇年代の横浜の象徴として、「横浜の紛糾」を取り上げた。その一つ、「横浜共有物事件」は、極言すれば、「共有物」(町会所・ガス局など)を貿易のものにしようとする「商人

派」と、その市有財産化を主張する「地主派」との抗争だった。この抗争は、訴訟事件となり、また明治二十二年にスタートしたばかりの地方議会(市会)での紛争となつたが、横浜市会の解散によっていつん決着する。ここで紹介する写真の文書は、この解散に関する一

資料で、国の公文書である「公文雜纂」(国立公文書館所蔵)の一冊に収められている。多くの人の目に触れるのは、今回がおそらく初めてだろう。

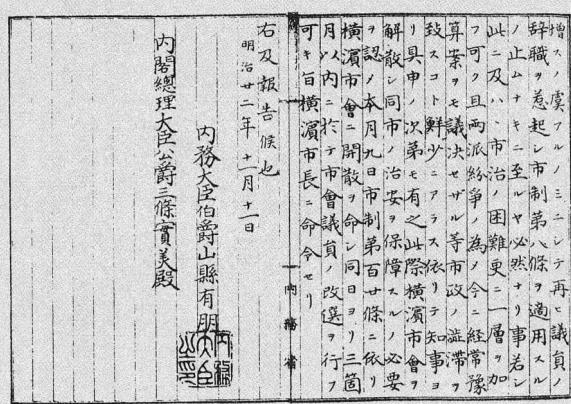
この文書で、内務大臣山縣有朋は解散を命令したことを総理大臣三条美美に報告し、その理由としては解説を命令したことを総理大臣〇五号には、これを各大臣に回覧する旨を記した「内乙百四十一」という番号の付された文書が付属している。

かなり複雑な「横浜共有物事件」の正確な理解は「横浜市史」「横浜市会史」などに依るべきであり、その要約はこの文書の文面に止ど

め、以下、この文書によつてのみわかる点を述べてみたい。

文面を素直に読むならば、山県内相が市会解散を命じた直接の理由として、「市制第八条」の適用の回避が考えられる。「市制」(市政を規定している法律)の第八条は

市政に関与できる「公民」(選挙権所有者)の義務として、名譽職(市会議員・市参事会員)を正当な理由なくして辞退・辞職することを禁じ、またその罰則(公民権の停止などを)を定めている。したがつて、文脈から言えば、財産家・名望家が中心になるように地方自治制度を作り上げた山県が最も怖れたのは、大貿易商である「商人派」が公民権を失うことではなかつただろうか。



内閣總理大臣爵三條實美殿

右及報告候也  
明治廿二年十月一日

内務大臣山縣有朋

文面を素直に読むならば、山県内相が市会解散を命じた直接の理由として、「市制第八条」の適用の回避が考えられる。「市制」(市政を規定している法律)の第八条は市政に関与できる「公民」(選挙権所有者)の義務として、名譽職(市会議員・市参事会員)を正当な理由なくして辞退・辞職することを禁じ、またその罰則(公民権の停止などを)を定めている。したがつて、文脈から言えば、財産家・名望家が中心になるように地方自治制度を作り上げた山県が最も怖れたのは、大貿易商である「商人派」が公民権を失うことではなかつただろうか。

山県は、「治安ヲ保障スル」ために市会解散という「伝家の宝刀」を市制施行の半年後というスケート直後の早い時期に抜いた。そして、これを皮切りに市会解散をしばしば行つたのである。

彼を追い込んだものは誰であつたか。それは、等級選挙で不當に少ない定数しか与えられなかつた三級の「公民」や、あるいは選挙権さえ持たない膨大な「公民」以外の人々の力を背景にした「地主派」ではなかつただろうか。この文書は、そうした大貿易商以外の人々の力量をわれわれに考えさせ

『市制施行と横浜の人びと』展に寄せて

# 横浜の明治二〇年代

## 宮地正人先生に聞く――

――本日は、この一〇月三一日から開催されます横浜開港資料館特別展示『市制施行と横浜の人びと』展にちなみまして、東京大学史料編纂所助教授の宮地正人先生からお話を伺います。

宮地先生は『横浜市史』第四巻下(昭和四三年刊行)で「共有物事件後の横浜市政」、「日清戦争後の横浜市政」等を、また『横浜市会史』第一巻(昭和五八年刊)を執筆されており、今回の展示でもおおいに参考とさせていただいているわけですが、まず最初に、「市制施行」時の横浜、あるいは明治二〇年代の横浜について感想なりをお聞かせください。

ふたつめは、明治一〇年代の横浜区会の記事が新聞にほとんどでてきません。神奈川県雲が政争の舞台となり、区会がてこないのがなぜか。また、このことによつて、横浜における党派形成の問題がなかなかつかみにくくなっています。

三つめは、明治二〇年代の横浜市会の動きをみてみると、都市経営の問題がぼぼでそろつてきています。明治二三年当時、一三万の人口が、日清戦争開始の二七年には、一七万人に急増し、それが横浜市の一番大きな問題となつてきます。横浜築港は、市そのものの問題ではありませんが、明治二七年五月の帝国議会で内務省案が否決されたことによって横浜市会が翻弄されるなど市としても大きくかかわっていました。衛生の



宮地正人 第一の印象は史料の

報」的な史料すら明治三〇年代にないことですね。横浜市の場合は、「市

ならないとでてこないものですか

――四つめは、条約改正と横浜市との関係です。明治三二年に居留地が撤廃されていますが、三二年はいわば到達点であって、二七年の「日英通商航海条約」調印から、横浜市はこの問題を抱えこんでいるわけです。三〇年四月の「伝染病予防法」、三一年六月の「衛生組合」設置、三三年三月の「行旅病人及旅行死亡人取扱法」、三三年三月の「汚物掃除法」とあります。がななかつかみにくくなっています。

――五つめは、いちばん深刻な問題として「共有物」事件があります。これは、日本におけるパブリック

なものの形成ということにかかわってくると私などは考えています。幕末から近代初頭にかけての自治の概念、あるいは自治の主体、さらには、公共財産をどうとらえるかという近代日本にかかる諸問題が大事にしなければいけないと思います。

――明治一〇年代から、いわゆる共有物事件が全国各地でおこつてくるというのですが、人民の

問題としても、十全病院と避病院の横浜市への移管問題がありますし、都市公害の原型として明治一六年の石油タンク設置問題がでています。こういった諸問題をとりあげていくと、都市の問題が当時の横浜市に集中的にでてきはじめているという感じがします。

――四つめは、パブリックなもの形成ということをいわれたわけですが、それは、地方自治制を含む憲法体制という枠組ができる時に、「官」と「民」の問題として顕在化していくのでしょうか。

――いま、パブリックなもの形成ということをいわれたわけですが、それは、地方自治制を含む憲法体制という枠組ができる時に、「財産区」というものは好ましくないということでしょうか。

――宮地 ただし明治二〇年代の初頭では政府にも十分な力がありま

せんでしたから始ましきれないで、

――宮地 「区会」をつくって処理していこ

うとするわけです。ですから、ど

こに区会が設置されたのかは面白

い問題です。区会・財産区は、い

までいわゆる農村の入会の問題

としてだけいわれてきたわけです

が、むしろ都市の民衆的、公共的、

パブリックな財産の問題として普

遍化すべきだと思いますね。

私有物という観念はいつごろから成立してくるものなのでしょうか。

――宮地 難しい問題ですが、維新

の変革があまりにもドラマティッ

クであったために、パブリックな財

産の担い手が充分に形成されず、

政府のつくる地方自治制の枠に対

抗えない段階で癒着、統合され

てしまうという過程のなかで考え

る問題でしょうね。

――政府にとつて、いわゆる「財

産区」というものは好ましくない

ということでしょうか。

いわゆる地主派がブッシュされる  
かたちで貿易商に対抗していく動  
きがでできますね。

## 宮地

「地主派」と「商人派」



の対立は『横浜市史稿』以来既に  
いわれてきているわけですが、地  
主派を考える場合に注意しておか  
ねばならないことは、まず関内と  
関外の地域的対立をおさえなくて  
はなりません。また、市域が拡が  
るなかで、中小地主が地元の有力  
者として市政に関与してくること  
も考える必要があります。彼ら地  
主派がなぜ自由党についたのかと  
いうことになりますと、単純に関  
内は改進党——島田三郎だから自  
分たちは反対だということでの自  
由党への流れ込みもありましょう  
が、明治二〇年代初頭での地主派  
——自由党には、伊藤仁太郎(痴  
遊)にみられるように、かなりラ  
ディカルな側面があり、全国レベ  
ルで活動する意味では評価すべき  
ところがあると思っています。横  
浜市政での彼らの論理がきれいに  
でてくるのが瓦斯局市有化のロジッ  
クで、そこには、市民にアピール  
する反独占的な発想をみることができます。さらに、改進党にもい

えますが、党派的な結びつきが自  
由党になぜ特に強いのかというと、  
市会選挙における連記制と関係が  
あります。そこでは、票読みと票  
割りを厳密にしませんと一票の差  
で全員が落ちるということがある  
わけですから。その意味では、選  
挙を通して組織的な能力が鍛えら  
れていたのではないかと思いま  
す。さきほど実業組合の話がださ  
れましたが、日清戦争を画期にし  
て、政友会系政治グループと藩閥  
の接近のなかで、実業の上昇も新  
たな段階に入ります。その時  
に壮士グループがどう上昇転化し  
ていったのか。伊藤仁太郎などが  
その典型になりますが、なかなか  
単純化できない問題をかええこん  
でいます。

——実は、今回の展示でも伊藤  
痴遊に大きな魅力を感じました。  
先日、妹尾素子さんという痴遊の  
娘さんにお会いしてきましたが、  
娘さんにお会いしてきましたが、  
たいへん気持ちのいい方で、痴遊  
の歯切れのいい雰囲気がなんとな  
く残っている感じがしました。

宮地 そうですか。伊藤がなぜ  
ずっと横浜でやれなかつたのかの  
追求は、横浜の歴史にふくらみ  
をもたせるうえでかなり重要なと  
思いますね。同じことが島田三郎  
にもいえます。島田は、貿易商維  
持派や改進党のボスにつながれて  
いて、その域をでられないのです  
が、明治三六年あたりからぐつと  
変わってきますね。その変わり方

はひとつの中題ではないでしょ  
うか。

## 宮地

伊藤痴遊の島田評、大貿

易商から横浜の問題については口  
をだすな、そのかわり国政選挙で  
はバックアップするという内約の  
ようなものがあつて、島田は横浜

の問題に深入りをしていないのだ  
という見方があります。その評  
はかなり当つているのではないか  
という気がします。

——島田の衆議院議員への出し  
方で、地元のことはやらないでよ  
いというのは非常に珍しいのでは  
ないでしょうか。それが横浜の特  
徴なのか、島田独特のものである  
かですね。

宮地 横浜の都市論としては面  
白い問題でしょう。ただ個々の人  
物の研究をきちんと蓄積していく  
ないとこの問題は深まらないかも  
しれませんね。それはともかく、  
伊藤と島田は横浜が考えるべき、  
しかも明治二〇年代では終わらな  
い、大正・昭和までひきのばして  
ひとつの枠組をつくる場合に見落  
とすことのできない人物だとは思つ  
ています。

——話を進めまして、明治二〇  
年代後半の横浜の紛議に移らして  
いただきますが、著作でのタイト  
ルにしていらつしやる「貿易商組  
合分裂事件」というネーミングは  
どうなものがついて、島田は横浜  
の問題に深入りをしていないのだ  
という見方があります。その評  
はかなり当つているのではないか  
という気がします。

——伊藤痴遊の島田評、大貿  
易商から横浜の問題については口  
をだすな、そのかわり国政選挙で  
はバックアップするという内約の  
ようなものがあつて、島田は横浜

の問題に深入りをしていないのだ  
という見方があります。その評  
はかなり当つているのではないか  
という気がします。

——島田は、貿易商維持派や改進  
党系で、島田三郎を中心へ押し  
だすという枠組だつたものが、明  
治二二、二三年あたりで、帝國議  
院と関係しようとする、あるいは  
関係しなければならないと考え  
るグループがでてきて、政府あるい  
は政府と近い政党とどう結びつく  
かという発想になってしまいます。横  
浜での国政選挙の立候補に際して  
も、「実業者の代表」というキャッ  
チフレーズが重要な意味を持つよ  
うになります。これは、明治  
二三年七月の第一回総選挙からく  
り返しだされる問題で、二五年二  
月の選挙大干渉のあった時には、  
島田三郎に対する不満となつてで  
きます。島田は鉄道法案を否定  
する立場をとっていますから。鉄  
道法案は地方に資本主義を貫徹す  
るうえでひとつの武器ですから、  
実業派といわれる都市部の資本家  
にとって、鉄道法案に賛成する  
か反対するかは大きな問題で、島  
田はそれに賛成しないわけです。  
そして、二七年三月の選挙では、  
島田の条約勵行論をやめようとい  
うことで、木村利右衛門が自由党  
と結びついて島田を二票差まで追  
いつめていく、こういった動きを  
みてきますと、明治二七年でそ  
れはいちばん激しいわけですが、  
政治面では、貿易商内部の実業派  
が政府と結びつこうとする動きの  
なかででてきた亀裂と考えるのが  
スマートな見方だと思いますね。

——そうしますと、商人派のな  
かの政府に結びつこうとする動きの  
改革派であつて、そこからはみ  
だされた旧体制といいますか、い



## 宮地

これは当時の新聞にも使

——話を進めまして、明治二〇  
年代後半の横浜の紛議に移らして  
いただきますが、著作でのタイト  
ルにしていらつしやる「貿易商組  
合分裂事件」というネーミングは  
どうなものがついて、島田は横浜  
の問題に深入りをしていないのだ  
という見方があります。その評  
はかなり当つているのではないか  
という気がします。

わゆる維持派が貿易商組合を独断的に運営しているということです。きあげられるわけですね。

**宮地** 維持派といつても、実力のある主流派と、政治的的理念として改進党系の自由主義をおさえているグループとのふたとおりあるでしょうね。

——横浜市会の初期の動きをみてみると、地主派がやるのは結局のところ欠席戦術ですね。三分の一以上欠席すると市会は成立しませんから。そこで貿易商のなかの一部は、実業的利害を通じて地主派と提携しなければならなくなるという市会の枠組が出てくるわけですが、それは帝国議会における民選と政府との関係と結論的にいえば、明治二〇年代は

地方政界と中央政界の均質化の過程が進行した時代であると私は考

えています。なぜかといいますと、帝国議会ができるまでは、藩閥権力自身が少數で、他は全て非協力部分であるという妄想を抱いてい

て、どこと手を結ぶかは議会を通しての党派形成がでこないといわらないのであって、まさに五里霧中、実際に選挙や議会が展開するなかで始めてわかつてくるも

のだと思いますね。ですから、まづ藩閥と外部の勢力という大きい区別がある、明治二一、二二年頃から外部の勢力を政府部内に結びつける努力を政府は必死にやるわけです。そのひとつがあらわれが、二一年の大隈重信の外相入閣であり、旧改進党系をどうひきつけるかという政治的な試みであつたわけです。同じことが、二二年の後藤象二郎の通相入閣にもいえ

て、自由党土佐派とのパイプをつくりはじめますが、それはかならずしも最初からプランにあつたわけではなく、帝国議会を藩閥権力のニニシアチブで乗り切ろうとするときに連合せざるをえない、では誰と提携するかということだつたと思いますね。しかしながら、明治二二、二三、二四年ごろまでは両方とも疑心暗鬼ですね。横浜市会でいえば、明治二二年七月一日の第一回総選挙直後に「集会および政社法」(七月二五日)が公布され、八月九日に住民俱楽部公道俱樂部、同友会(註)——いずれも横浜の党派的組織——に解散命令がだされるわけですが、その時点では政府でもどうとりこむかよくわからぬのですね。ですから、少しでも反対しそうなグループには法律的に取締まろうとしたわけです。それに反対して改進党と自由党が民選の枠組で共同して反発し、横浜では、二五年一月の選挙大干渉の時に、改進党・自由党が

合同で政談演説会(一月二二日)を開催するというシンボリックな事態がおこります。しかし、

後になると、民選連合よりも、自由党内に、その中心は星派ですが、藩閥のある部分と手を組んで発展していくとするグループが中核部でできます。この動きが横浜貿易商内部の紛糾と時期的に一致してくるわけですね。横浜の貿易組合の紛糾の発端が二四年の一二月ですから。その自由党の変身のなかで、二六年一月の第三回市会選挙で貿易商改革派と地主派との提携がなされるということで構図的には、中央政界と地方政府の均質化が進行し、明治二七年ころにはだいたい質が同じになつてゐると思います。明治二二年までは組織自体の受皿が地元にありますから、党派形成もできないわけです。ですから党派形成の問題も、明治二〇年代の動きに結びつけるよりは、帝国議会、市会・町村会との関係でみた方がいいと思いますね。それにみあつたかたちで貿易商内部も分裂していく。

——横浜での党派形成が明治二二年の市会直前に行われるということですが、それは全国的に共通していえることでしょうか。

**宮地** やはり切れるのでしようね。そして日清戦争になると、自由党系の地主派が進出し、貿易商改革派と対立するということも起こってきます。

——絵になる資料がなくて正直ね。そして日清戦争になると、自由党系の地主派が進出し、貿易商改革派と対立するということを思っていますよ。

それとしても、資料のないところで展示をうつのは大変でしょうね。よくこの時期をとりあげたと



——本日は長時間ありがとうございました。

（九月二四日、横浜開港資料館記念室にて、聞き手は館員の井川克彦、吉良芳恵、佐藤孝が、筆記通して、政治と経済が分化

三年、一四年の憲法建白運動がかなりの拡がりをもつてているといつても、二〇年と二二年の条約改正でも、反対運動の結集にくらべると狭い事態がおこります。しかし、

事態がおこります。しかし、後になると、民選連合よりも、自由党内に、その中心は星派ですが、藩閥のある部分と手を組んで発展していくとするグループが中核部をつくりはじめる動きがでてくる、というのが私のイメージです。

最初の話に戻りますが、共有物の問題、パブリックな財産の問題は、若い研究者にどんどんやってもらいたいですね。全国どこで

たという感じがするのですが。

**宮地** 経済の領域の話になりますよ。横浜の場合、国会の前に市会がありますから、もう少し手

結びついていたか。個々の人の動きについては今後の研究課題がまだありますね。

するとともに、人をも整理してきたいという感じがするのですが。

**宮地** 経済の領域の話になりますよ。横浜の場合、国会の前に市会がありますから、もう少し手結びついていたか。個々の人の動きについては今後の研究課題がまだありますね。

たという感じがするのですが。

最初の話に戻りますが、共有物の問題、パブリックな財産の問題は、若い研究者にどんどんやってもらいたいですね。全国どこで

ある問題であり、資料もありますし、法学と歴史の双方で議論する問題だらうと思います。とにかくこともあろうかと思うのですが。壯士的なものは続きませんよね。

——横浜貿易商組合分裂事件でいわゆる「商人派」が割れるわけですが、一方で、旧来の地主派の方も分裂していくというか変身していくこともあります。壯士的なものは続きませんよね。

——横浜貿易商組合分裂事件でいわゆる「商人派」が割れるわけですが、一方で、旧来の地主派の方も分裂していくというか変身していくこともあります。壯士的なものは続きませんよね。

——絵になる資料がなくて正直ね。そして日清戦争になると、自由党系の地主派が進出し、貿易商改革派と対立するということを思いましたよ。

それとしても、資料のないところで展示をうつのは大変でしょうね。よくこの時期をとりあげたと

思いましたよ。

——絵になる資料がなくて正直ね。そして日清戦争になると、自由党系の地主派が進出し、貿易商改革派と対立するということを思いましたよ。

それとしても、資料のないところで展示をうつのは大変でしょうね。よくこの時期をとりあげたと

思いましたよ。

——絵になる資料がなくて正直ね。そして日清戦争になると、自由党系の地主派が進出し、貿易商改革派と対立するということを思いましたよ。

——本日は長時間ありがとうございました。

（九月二四日、横浜開港資料館記念室にて、聞き手は館員の井川克彦、吉良芳恵、佐藤孝が、筆記

# 上海市の調査

企画調査室長 阿部 征寛

## 調査の目的

私は去る七月、当市と友好都市提携をしている上海市を訪れた。

訪問の目的は、歴史資料の収集、歴史研究の動向、学術交流の道を

模索するためであった。この調査には、資料館の研究部門と深い関係のある加藤祐三・横浜市立大学教授と西垣晴次・群馬大学教授が同行された。

資料館は承知のとおり英・米・仏・独・蘭国の政府、軍事、新聞、雑誌等にわたる歴史資料の収集に着手してきた。開館準備段階からのことなので、その成果は一応納得のできるものになりつつある。

これからは、専門職員が海外の専門機関を訪れ、資料調査の深化と関係機関の専門者（アーキビス、ライブラリアンなど）との交流を深める段階となり、今年度から海外調査が実施されることになった。アメリカがその最初となる。

欧米関係資料調査のいっぽうで、中国調査に対しても配慮を怠らなかつたのだが、諸般の事情から具体的な手当をするまでにはいたらなかつた。ところが、最近、資料館を訪れた中国の方々からの文化・

学術状況をお聞きするなかで、調

知りたく、図書館分室主任の孫先生にお目にかかる。

この天主堂は一八四七年に創建されたものといわれ、当時の宣教師たちが収集した雑誌、新聞類が保存されていて、その数は三〇万点に達するという（中山千代氏「日本洋装史の空白を繕う」日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日）。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本経済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があった。このことが本洋装史の空白を繕う」と日本絏済新聞・文化欄一九八七年三月二七日。中山氏によれば未公開といわれていた。しかし、孫先生の案内によれば、前以て特別閲覧の申請があれば図書館で閲覧可能であるという指示があ

た模様であるが、資料館が最も期待している欧文資料は未撮影のようである。

それにしても、欧文資料・中文

資料の調査が開始されたことによつて、開港資料館のブルーム・コレクション、ドン・ブラウン・コレクション、さらに英・仏・米国政

府関係資料（マイクロ・フィルム）との連動が可能となり、これまで

空白となつていた日本、横浜に関する歴史事実を埋めることができ

る。勿論ことはそれのみに留まらないであろう。

さて、もうひとつ的目的であつた上海社会科学院歴史研究所の訪問について触れねばならない。

さて、もうひとつ的目的であつた上海社会科学院歴史研究所の訪問について触れねばならない。

始一貫、快く歓迎してくれた。おそらく上海市の歴史に対して最も造詣深い先生たちで構成されているので、上海市との歴史研究交流では必ず門戸を叩かねばならないところである。最後に、今後学術交流の実現に向けて努力し合つことを誓いお別れをしたのであつた。

最後に今後の上海市との交流であるが、資料館としては、海外資料収集の一環としてなんとしても歴史資料を得るべきなのと、これまでの歴史的伝統的な観點からいつても学術交流をしていかなければならぬところであり、このためにはお互いの事情を良く理解しあいながら長期にわたる交流の道を開拓していく必要があると痛感したしだいである。

歴史研究所の先生とともに

## 今後の展望

上海調査についてはこのほか記載するとしている。その後の上海市との交流であるが、資料館としては、海外資料収集の一環としてなんとしても歴史資料を得るべきなのと、これまでの歴史的伝統的な観點からいつても学術交流をしていかなければならぬところであり、このためにはお互いの事情を良く理解しあいながら長期にわたる交流の道を開拓していく必要があると痛感したしだいである。

この記事には資料明細が載つてゐる。金額は未詳であるが、上海市で発行した新聞を中心して撮影し、歴史研究所の先生たちは私たちの日程に合わせて、休暇を返上して出勤してくださり、上海と横浜の歴史研究状況の情報交換に応じて、中国の方々からの文化・性格・量・種類・公開等についての収集交渉、打診にあつた。

かつてカトリック教徒天主堂付属の蔵書室に保存されていた資料の

学術状況をお聞きするなかで、調

—資料よもやまばなし—  
ウオルシユ・ホール商会の番頭

## 松屋伊助と文書

横浜開港資料館では数多くの貿易商人の資料を調査し、貿易の実態を解明してきた。最近では、ウォルシユ・ホール商会の番頭を勤めた松屋伊助の関係文書が調査され、外國商館の活動の一端が明らかにされようとしている。

松屋伊助（本名熊谷伊助）は東



松屋 伊助

北の千厩町（岩手県）出身の商人で、慶応期（一八六五～一八六八）に横浜本町五丁目に移住し、以後ウォルシユ・ホール商会の番頭として活躍した。彼の商業活動については、今後の資料の分析を待たねばならないが、ここでは今回調査された文書から特に興味深いと思われる四点の文書を紹介したい。

### 勝海舟の手紙

最初に紹介するのは、勝海舟が松屋伊助に送った手紙である。当時、海舟の体は、アメリカに留学していた。そのため、海舟はアメリカまで留学費用を送る必要があり、送金の便宜を松屋伊助に依頼した。手紙には、ウォルシユ・ホー

ル商会の Walsh と Lindau に金手紙を渡して欲しくある。留学費用の多さに驚くと同時に、横浜商人と親しくしている海舟の姿をうかがうことができる。なお、海舟の明治二年（一八六九）四月二〇日に日記（『勝海舟全集』参照）に「米国為替、松屋伊助へ届方頃む」とあり、この手紙は明治二年に書かれたものと思われる。

**〔史料1〕**  
一筆申入候、拙度々アメリカより之書状御届方御取計被遣、万々相謝候、只一事御頼申候、卒入用としてワルス・リンドウ氏江千両届致、駿河北村茶店江頼、為替相廻候、ワルス・リンドウ氏江御渡被遣候、同人江も万事厚く御世話ニ相成、忝次第、昨年已來之混雜ニて御不沙汰遙勝よろしく御通置被下度候、金字之儀は北村手代江頼候間、都合次第被頼申候、已上  
四月廿日 安房 水戸藩の一札

この文書は、明治三年（一八七〇）に水戸藩が松屋伊助に送ったものである。文書によれば、水戸藩は、蝦夷地で獲れる海産物をウォルシユ・ホール商会を通じて輸出しようとしていたようである。文書が作成された背景は詳かではないが、「金毫万両并式万六千両」とあることから大きな取引であったことはまちがいない。

**〔史料2〕**  
一札之事  
一、我等共今般蝦夷地漁業物産之品々、貴殿方江御扱之儀、達て御頼申入候ニ付、アメーラー

ルス殿ち本紙証文之通、金壱萬両并金式万六千両、右は產物之品々御取扱被下候訃柄を以、御口入被下、大ニユ都合相成奉候、然ル上は右返済金ニ付、決て御迷惑相掛申間敷候、為後日入置申一札、仍如件

川崎八右衛門印  
木内兵七印  
増田安次郎印  
山田栄八郎印  
大内半兵衛印  
小瀬弥一右衛門印  
加治権三郎印  
橋本屋弁慶殿  
松屋伊助殿  
同  
唐  
一、大麦アメリカ  
金毫両二付、式斗壱升  
五合より式斗三升迄  
同  
唐  
一、紅花 日本壱駄ニ付、金式百七拾五両也

南京米と千厩町の大きな商家であった。この家には現在でも幕末から明治初年に作成された商品の相場書が、数種残されている。なかには「アメリカ一番」とか「南京米・アメリカ大麦」と書かれたものもある。このことは、千厩町が松屋伊助を通じて横浜と経済的にむすびついていたことをうかがわせる。今のところ、ウォルシユ・ホール商会が南京米やアメリカ大麦を東北の一在郷町にまで送っていたかどうかは分らないが、興味深い問題であろう。

**〔史料3〕**  
一札之事  
一、洋苞一枚二付、四拾九匁五歩  
上唐南京  
一、洋苞一枚二付、四拾九匁五歩  
中唐  
一、白米 金毫両二付、壹斗三升  
五合より壹斗四升  
一、玄米 金毫両二付、一斗五升

以上、四点の文書を紹介した。どの文書も断片的なものであり、松屋伊助の活動には不明な部分が多い。しかし、東北の一町人にすぎなかつた伊助が、横浜開港によって、大きく人生を変え、広く海外に目を向けるようになった様子をうかがうことはできよう。

本稿を作成するにあたっては、松屋伊助関係文書の所蔵者である熊谷廣介氏（岩手県東磐井郡千厩町）と熊谷守美氏（神奈川県藤沢市）に大変御世話をうけた。また、松屋伊助関係文書は、横浜開港資料館がマイクロ・フィルム撮影を実施し、公開する予定になつてい

る。（西川武臣）

勝安房誌  
〔史料2〕

川崎八右衛門印  
木内兵七印  
増田安次郎印  
山田栄八郎印  
大内半兵衛印  
小瀬弥一右衛門印  
加治権三郎印  
橋本屋弁慶殿  
松屋伊助殿  
同  
唐  
一、大麦アメリカ  
金毫両二付、式斗壱升  
五合より式斗三升迄  
同  
唐  
一、紅花 日本壱駄ニ付、金式百七拾五両也

南京米と千厩町の大きな商家であった。この家には現在でも幕末から明治初年に作成された商品の相場書が、数種残されている。なかには「アメリカ一番」とか「南京米・アメリカ大麦」と書かれたものもある。このことは、千厩町が松屋伊助を通じて横浜と経済的にむすびついていたことをうかがわせる。今のところ、ウォルシユ・ホール商会が南京米やアメリカ大麦を東北の一在郷町にまで送っていたかどうかは分らないが、興味深い問題であろう。

以上、四点の文書を紹介した。どの文書も断片的なものであり、松屋伊助の活動には不明な部分が多い。しかし、東北の一町人にすぎなかつた伊助が、横浜開港によって、大きく人生を変え、広く海外に目を向けるようになった様子をうかがうことはできよう。

本稿を作成するにあたっては、松屋伊助関係文書の所蔵者である熊谷廣介氏（岩手県東磐井郡千厩町）と熊谷守美氏（神奈川県藤沢市）に大変御世話をうけた。また、松屋伊助関係文書は、横浜開港資料館がマイクロ・フィルム撮影を実施し、公開する予定になつてい

る。（西川武臣）

特別寄稿

# レオン・ロッシュの墓をたずね

裕史一

幕末の駐日外交官として、イギリスのオールコックやパークスとならん、フランスのレオン・ロッシュ Léon Roches の名も我々には馴染み深いものである。幕府とフランスとの間に密接な関係を作りあげた中心人物である。初代駐パリ日本総領事フリュリ・エラールもロッシュとの人間関係で任命されている。

## ロッシュの死亡に関する定説

ところで、彼の日本での行動については、それ以前の経歴をも視野に入れてレーマンが詳細に検討を行っている (J.-P. Lehmann, Léon Roches — Diplomat Extraordinary in the Bakumatsu Era, in Modern Asian Studies, 14.2, 1980)。

さて、この論文においても、あるいはまた日本の『明治維新人名辞典』(昭和五六年)を見ても、ロッシュは一九〇一年に没したことになっている(なお、この辞典では生年を一八〇八年としている)。ちなみに、レーマンは、この年に「ターン・レミダージュ」という、彼の波乱万丈の人生からは想像し難い、のどかな町でロッシュは死亡した」とと記述を結んでいる。

## フランスの個人文書

戸籍は、出生・結婚・死亡がそれぞれの町や村で独立に処理されていて、この間に相互連関がないため、例えば出生の書類から結婚と

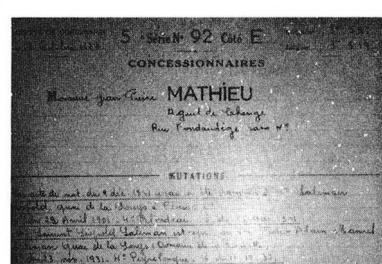
外の文書——は、ロッシュを一八〇九年九月二七日にグルノーブルで生まれ、一九〇一年にターン・レルミダージュで死亡したとしている。

やむに止まらず、ロッシュの回想録 Dix ans à travers l'Islam (パリ、一九〇四年刊) は、エピローグの章で、ロッシュの晩年について語っており、「彼は一九〇一年六月二六日に九歳で死亡した」としている。日本でのロッシュの評伝、例えれば、宮本又次「レオン・ロッシュ小伝」(『経済学研究』13の1) も同書を基礎としているので、同じ内容となっているのである。しかし最近、秋原延壽氏によつて死亡月日と場所に疑問がさはされていました。

## ボルドーに眠っていたロッシュ

ただロッシュの場合は、回想録のエピローグがヒントを与えてくれた。孫娘の夫が「オリエントで重要な職務を果たしている」との文言である。ここから、孫娘の夫ケリー(外交官)の個人文書を調べると、一八九八年五月付でレオ

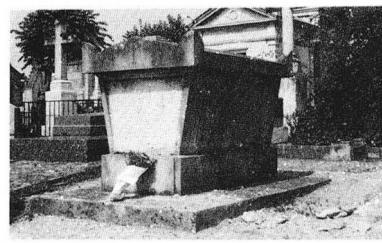
リ、表記のマチュー Mattieu が、一九〇〇年に没したと考えられる。



①

DATES	CORPS INHUMÉ	OBSERVATIONS
1821 juillet 26	14 de Bourgogne cabinet 15° de Meurthe	
1901 juillet 9	25 Mathieu Jean	
1901 juillet 11	15 Cimetière de la Corderie	
1902 juillet 10	17 Le Louvre 15° 2° de Meurthe	
1902 juillet 11	21 Cimetière Corderie 25° 2° de Meurthe	
1902 juillet 12	22 Cimetière Corderie 25° 2° de Meurthe	
1902 juillet 13	23 Cimetière Corderie 25° 2° de Meurthe	
1902 juillet 14	24 Cimetière Corderie 25° 2° de Meurthe	
1902 juillet 15	25 Cimetière Corderie 25° 2° de Meurthe	
1902 juillet 16	26 Cimetière Corderie 25° 2° de Meurthe	
1902 juillet 17	27 Cimetière Corderie 25° 2° de Meurthe	

②



③

有名なパリのペール・ラシェーズ墓地とならぶフランスで最も古い、ボルドーのシャルトルーズ墓地にある。写真①はロッシュの家の納骨所 Caveau の文書である。これは、埋葬順に氏名を記録した埋葬台帳であるとともに、各墓の権利を示す納骨所の記録簿、墓地の基本文書である。最上部には、納骨所の場所と大きさが書かれてお

いた他のことがらを調べることが極めて難しい。外交官の場合、一九世紀末になると結婚については事前許可が必要となったり、身上書を毎年提出することになるので、個人史研究の困難は大きく減少する。しかし、それ以前の場合、外務省の個人文書から確認できるのは、出生だけである。これは、フランス国籍者であることを証し、昇進や停年などに直接関係する年齢を確認するため、入省時に出生届けが提出されるからである。ロッシュの場合も、出生の一八〇九年の日付けは、これによって確実なことが分かる。そこで通常は、退職後に関しては年金関係の文書(外務省文書室ナント分館)にあたるか、想像し得る地方の人口調査書類や選挙関係文書にあたる」となる。また一八七〇年以降の場合、レジオン・ドヌール文書も有効である(この年に、それ以前の書類は焼失)。

ボルドーに眠っていたロッシュたゞロッシュの場合は、回想録のエピローグがヒントを与えてくれた。孫娘の夫が「オリエントで重要な職務を果たしている」との文言である。ここから、孫娘の夫ケリー(外交官)の個人文書を調べると、一八九八年五月付でレオリマンの息子が、ロッシュの娘マリの夫となつた。裏面に、埋葬者が記録されており、六行目に「レオン・ロッシュ名で出された結婚通知状が見つかり、これを手がかりに探し出したのが、写真のロッシュの墓とその関係文書である。墓は、

孫娘メリエムの夫、レオン・ケリーと共に眠っていた(?)の二家は姉妹と兄弟同士で結婚。「レオン・ロッシュ、全権公使、レジオン・ドヌール、コマンドゥール帶勲士、一九〇〇年六月三日没、彼のために祈りを」との墓碑銘を読むことができた(写真③)。ここから、ロッシュはボルドー市のラリマン邸シャトー・ド・ラ・トゥラットで

# 閲覧室から



閲覧室の仕事に、収集した資料の整理があります。この作業には人と時間を要しますが、より多く

は、アメリカ人故ドナルド・B・ブラウン氏のコレクションを横浜市が購入したもので、日本関係洋書が約一万点あります。そのほかに、七〇三タイトルの逐次刊行物がふくまれており、今回それを①新聞、②年鑑、③雑誌に分類し、目録(カード)を作成しました。

分類ごとにみてゆきますと、まざ新聞は一二タイトルあります。

て流入した新文化の受容と担い手について、その様相を史実に基づいて明らかにする。

▼昭和六三年度展示予定

(1)『遣米使節と木村撰津守』展

万延元年に派遣された遣米使節について、護衛艦咸臨丸の艦長木村

撰津守に焦点をあてて紹介する。

(2)『幕末フランス物語』展

幕末、幕府と密接な関係にあつたフラン

スとの間の交流の歴史をたどり、

その歴史的意義をさぐる。

(3)『横浜の宿場と街道』展

東海道の宿場と横浜を横切る諸街道、そして諸河川利用の流通の歴史をみる。

(4)『浮世絵師の描いた横浜開港』展

開港期の横浜風景のほか、茶・生糸・石鹼等の商標をデザインし、浮世絵師達の足跡を紹介する。

(1)『市制施行と横浜の人びと』展  
10/31(1~31)

(2)『横浜もののはじめ』展  
3~5/8 横浜開港とともになつ

## ▼展示

### 行事開催予定

の方に資料を利用していただけための、重要な役割の一つです。

ここでは、最近整理の終わった「ドン・ブラウン・コレクション」の逐次刊行物を紹介します。これ

は、アメリカ人故ドナルド・B・

ブラウン氏のコレクションを横浜

市が購入したもので、日本関係洋

書が約一万点あります。そのほか

に、七〇三タイトルの逐次刊行物

がふくまれており、今回それを①

新聞、②年鑑、③雑誌に分類し、

書が約一万点あります。そのほか

そしてその全てが横浜・神戸・東京と、日本国内で発行された欧字新聞です。なかには、「ジャパン・ヘラルド」(一八六一~一八六五)や「ジャパン・コマーシャル・ニュース」(一八六四~三・一六)など、

国内ではほかに所蔵の知られていない貴重なものもあります。

次に年鑑をみると、「イヤー・ブック」「ディレクトリー」「フーバーズ・バー」など四五タイトルあります。

ます。時期的には、一八八〇年代から一九七〇年代までありますが、完全なものではありません。「フーバーズ・バー・イン・ジャパン」は一

九二二年の初版から比較的揃っており、在日外国人の経験を知るうえで重宝なものです。

最後に雑誌ですが、これには、一般雑誌、大学・団体の紀要や年報など六四六タイトルあります。

内容は、ブラウン氏がジャーナリストだったことを反映して、幅広い分野にわたって収集されています。

この大半は日本で収集された英文のものであり、日本・アジア関係のものが多く、なかには、風刺雑誌などもふくまれています。

これらの目録は、閲覧室のカードボックスにある「欧字新聞誌名

らの幕末期の書簡を読む

▼歴史講演会

「横浜開港、そして港北の人々」

講師・内田四方藏(郷土史家)

日時 11/29(日) 13時30分~16時

場所・菊名地区センター(港北区菊名六一八一一〇) 入場無料

▼「市制施行と横浜の人びと」展

記念講演会

「横浜選出の自由主義政治家――島田三郎」 講師・高橋昌郎(清泉女子大教授) 日時 12/6 14時

料 料三〇〇円

▼寄贈資料(七月九月)

(1)煙草セツト(プロンズ筋 桐箱)

入 1点 (藤沢市辻堂 増山ゆき氏)

▼出版物

(1)「イリュストラシオン」日本関係記事集 第1巻 頒価一五〇円

(2)「横浜水道一〇〇年記念 水と港の恩人H・S・ペーマー」展示

(3)横浜常設館印半纏生地1点 (南区時田町 柴崎要之助・西田晴枝氏)

(4)大正10年東宮御帰朝奉迎記念絵葉書36枚、「銚後及横浜」

セゾン商会(英一番館)の支配人

九二二年の初版から比較的揃っており、在日外国人の経験を知るうえで重宝なものです。

最後に雑誌ですが、これには、一般雑誌、大学・団体の紀要や年報など六四六タイトルあります。

内容は、ブラウン氏がジャーナリストだったことを反映して、幅広い分野にわたって収集されています。

この大半は日本で収集された英文のものであり、日本・アジア関係のものが多く、なかには、風刺雑誌などもふくまれています。

これらの目録は、閲覧室のカーボックスにある「欧字新聞誌名

らの幕末期の書簡を読む

▼歴史講演会

「横浜船渠工事と工事記念式典案内状等」

関東大地震想出手記1冊(東京都江戸川区春江町 関根八郎氏)

(6)横浜開港記念貿易式典案内状等

2件5点(旭区白根町 山田武氏)

(7)岩倉家旧蔵米歐回賃関係者肖像写真(当館報第18号参照)18点(京都市上京区 岩倉具忠氏)

(8)横浜船渠工事記念式典案内状等

2件5点(旭区白根町 山田武氏)

(9)岩倉家旧蔵米歐回賃関係者肖像写真(当館報第18号参照)18点(京都市上京区 岩倉具忠氏)

(10)横浜開港記念式典案内状等

2件5点(旭区白根町 山田武氏)

(11)横浜開港記念式典案内状等

2件5点(旭区白根町 山田武氏)

(12)横浜開港記念式典案内状等

2件5点(旭区白根町 山田武氏)

(13)横浜開港記念式典案内状等

2件5点(旭区白根町 山田武氏)

(14)横浜開港記念式典案内状等

2件5点(旭区白根町 山田武氏)

(15)横浜開港記念式典案内状等

目録及び「逐次刊行物目録」をご覧ください。なお、「欧字新聞誌名目録」には、現在当館で閲覧可

能なもの(マイクロフィルムをのぞく)全てが収められています。

また、同コレクションのものの

ほかに、当館では、地方史関係、

大学・研究機関・社会教育施設等

の紀要や年報、一般雑誌などの逐

次刊行物を收集しています。現在

整理中ですが、なるべく早い時期に閲覧に供したいと思っていました。

(上田由美)